

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○ 告示	○ 土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件	三七六
	○ 青少年に有益な映画として推奨する件	三七六
	○ 計量器の定期検査を実施する件	三七六
	○ 土地改良区の定款の変更を認可した件	三七六
	○ 保安林の指定をする予定である旨通知があった件	三七九
	○ 保安林の指定実施要件を変更する件二件	三七九
	○ 保安林の指定実施要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	三七九
	○ 道路の区域を変更する件二件	三六〇
○ 公告	○ 一般競争入札を行う件	三六一
	○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	三六一
	○ 落札者を決定した件	三六四
	○ 福島県選挙管理委員会	三六五
	○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	三六五

## 告 示

### 福島県告示第六百二十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。

令和三年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 指定を解除する区域  
石川郡石川町字当町百四十五番及び四百七十七番一の各一部
- 指定を解除する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壤含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合しなかった特定有害物質（土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類  
  - 土壤溶出量基準に適合しなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
  - 土壤含有量基準に適合しなかった特定有害物質の種類  
なし
- 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壤の掘削除去  
（水・大気環境課）

### 福島県告示第六百二十六号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な映画として、次のものを推奨する。

令和三年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	名称	制作者又は配給者	備考
二七七	霧幻鉄道 只見線を三 〇〇日撮る 男	製作・配給 ミルフィルム	推奨対象 中学生、高校生、 青年及び一般

（こども・青少年政策課）

### 福島県告示第六百二十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
------	------------	-----------	------

南会津郡南会津町	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。） 、分銅及びおもり	一〇月二二日 午後二時から 午後四時まで	南会津町館岩会館
同 郡下郷町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	一〇月一三日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	びわのかげ運動公園健康交流センター
右に掲げる町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	一〇月一四日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	下郷ふれあいセンター
	一〇月一五日から一一月二日まで（欠曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定所	

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
南会津郡南会津町及び同郡下郷町	非自動はかり、分銅及びおもり	一月一日から二月二〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

**福島県告示第六百二十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、矢吹原土地改良区から令和三年八月十日付けで申請のあった定款の変更について、同年九月三

日認可した。

令和三年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

**福島県告示第六百二十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町糸沢獅子落山三三一九の一、三三一九の二、三三二〇、三三二〇の二、三三二〇の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

**福島県告示第六百三十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。

令和三年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

本宮市白岩字塩ノ崎三、八八二の七、八八二の一〇から八八二の一三まで、八八二の一四から八八二の二一まで、八八二の二九、一〇七七から一〇九一まで、一〇九二の一から一〇九二の四まで、一〇九三から一〇三三まで、字田中の一、三二七の一、三二七の九、三二九、三三二、字大岩入一一八の二、一四六の一四から一四六の二六まで、一四六の二七、一四六の三〇、一五三の二、一五三の一、一五四の三、一五四の四、一五四の七、一五四の三三、一七五、一八一、一九一、字竹ノ作三七三の二、

三七五の二、三九三、三九五の二、四一四の一、四一四の三、四一四の四、四六一の二、四九〇の一〇、四九〇の一、四九〇の二、四九〇の三、四九〇の四、五〇四から五一まで

二 保安林として指定された目的  
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、本宮市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び本宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第六百三十一号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

二本松市木幡字治家七〇の四から七〇の七まで、七〇の一〇、七〇の一、七〇の一四、七〇の一五、七〇の一八

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

二本松市針道字夏無八の一三から八の一八まで、八の二〇、八の二二、字大沢三

三 保安林として指定された目的

公衆の保健

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

二本松市針道字夏無八の一三から八の一八まで、八の二〇、八の二二、字大沢三

三 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第六百三十二号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を天栄村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

小山正人

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第千九十九号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和三年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和三年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道古殿 須賀川線	石川郡石川町大字母畑 字藤沢六〇番三地先 から 同 郡同 町大字母畑 字藤沢六〇番三地先 まで	変更前 変更後	一九・〇 二〇・一	四・〇
		変更前 変更後	一一・〇 一四・一	四・〇

（道路計画課）

福島県告示第六百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和三年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道浪江 鹿島線	南相馬市小高区泉沢字 薬師前八三番一地先か ら 同 市小高区泉沢字	変更前 変更後	一五・四 三三・四	一一・〇
		変更前 変更後	一三・〇 一三・〇	一一・〇

公 告

薬師前八四番一地先 で	変更前 変更後	三一・四 一八・四 五〇・〇 一八・四 四二・〇	五四・〇 五四・〇
----------------	------------	--------------------------------------	--------------

（道路計画課）

## 公告 178号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか6施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年9月10日

福島県知事 内堀雅雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県立テクノアカデミー郡山ほか6施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和4年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所

ア 福島県立テクノアカデミー郡山（福島県郡山市上野山5番地）

イ 福島県立テクノアカデミー会津（福島県喜多方市塩川町御殿場四丁目16番地）

ウ 福島県立テクノアカデミー浜（福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の112）

エ 福島県ハイテクプラザ（福島県郡山市待池台一丁目12番地）

オ 福島県ハイテクプラザ福島技術支援センター（福島県福島市佐倉下字附ノ川1番地の3）

カ 福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター（福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88番1）

キ 福島県ハイテクプラザいわき技術支援センター（福島県いわき市常磐下船尾町杭出作23番32号）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしている者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年10月8日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県商工労働部商工労働総室商工総務課

電話024-521-7269

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年10月8日（金）午後5時15分まで必着とする。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和3年9月10日（金）から同年10月8日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年9月20日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

## 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
  - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
  - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年9月17日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和3年10月21日（木）午後2時00分
  - (2) 場所 福島県庁西庁舎12階商工総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
  - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年10月20日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
  - (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Koriyama Technical Academy and 6 other facilities 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 21 October 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 20 October 2021
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Commerce, Industry and Labour Section, Commerce, Industry and Labour Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7269

（商工総務課）

公告第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
令和三年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	大玉土地改良区	退任した役員	氏名	住所
理事	武田 富夫	遠藤 実	安達郡大玉村玉井字西ノ内一八二番地一 本宮市本宮字平井二二三番地一	
同	中塚 敏夫	中塚 敏夫	安達郡大玉村玉井字立道三番地四	
同	渡邊 正一	渡邊 正一	同 郡同 村玉井字大谷地一〇六番地	
同	菊地 利勝	菊地 利勝	同 郡同 村大山字馬尽六五番地	
同	今井 哲夫	今井 哲夫	同 郡同 村玉井字町一一一番地	
同	中野 裕美	中野 裕美	本宮市本宮字坊屋敷二八八番地二	
同	小沼 健一	小沼 健一	安達郡大玉村玉井字北ノ内一五四番地	
同	村上 好	村上 好	同 郡同 村大山字館五六番地	
監事	渡邊 喜代吉	渡邊 喜代吉	同 郡同 村玉井字石橋一一五番地	
同	黒澤 晃	黒澤 晃	同 郡同 村大山字鞍掛五三番地	
同	渡邊 導男	渡邊 導男	本宮市本宮字北ノ内一七番地三	
就任した役員	氏名	住所		
理事	武田 富夫	安達郡大玉村玉井字西ノ内一八二番地一		
同	渡邊 喜代吉	同 郡同 村玉井字石橋一一五番地		
同	菊地 利勝	同 郡同 村大山字馬尽六五番地		
同	桑原 義男	本宮市本宮字近江内一一一番地		
同	青木 秋男	安達郡大玉村玉井字吉苗内五一一番地		
同	伊藤 金光	本宮市本宮字平井一二四番地一		
同	中塚 敏夫	安達郡大玉村玉井字立道三番地四		
同	石橋 由廣	本宮市本宮字下台三番地		
同	佐藤 一喜	安達郡大玉村大山字仲川原一〇番地		
同	渡邊 正一	同 郡同 村玉井字大谷地一〇六番地		
同	鈴木 昇市	同 郡同 村玉井字宮前六三番地六		
同	黒澤 晃	同 郡同 村大山字鞍掛五三番地		
同	三瓶 賢一	安達郡大玉村玉井字町一〇六番地		
同	鈴木 健一	同 郡同 村大山字大坪一六番地一		
同	渡邊 豊和	同 郡同 村玉井字午房内一五五番地		

公告第180号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年9月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
C A D ・ B I M システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年7月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社草野測器社 福島県福島市鎌田字卸町23番地の16
- 5 落札金額  
47,905,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和3年6月4日

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和三年九月一日現在において、次のとおりである。

令和三年九月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福 島 市	選 挙 区	七八、〇七三	選 挙 区	一七、七六〇
			田 村 市 田 村 郡	

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、五三三  
 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九七、〇七九  
 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二本松市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡山	会津若松市
一五、二八四	一一、七七六	二〇、五三四	二六、一四六	三〇、二八六	八九、六三二	八九、八九九	三二、七四八
双葉郡	石川郡	東白川郡	大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市安達郡	南相馬市相馬郡飯館村
一七、三九一	一〇、八八一	八、七二六	七、〇七六	六、一四六	七、二三四	一〇、七五五	一八、六五七